

広報 ほうじょう

昭和 48年 1月

発行所 方城町

印刷所 佐々木印刷所

方城町の人口

(1月1日現在)

人口	7,667人
男	3,700人
女	3,967人
世帯数	2,098戸

香典返しのお礼

一 故牛島豊殿の逝去により
牛島静枝氏より

一 故石谷優子殿の逝去により
石谷彦右エ門氏より

一 故持丸健治殿の逝去により
持丸タマエ氏より

方城町社会福祉協議会に
寄贈していただきました。

本会のため、有意義に使わせていただきます。

方城町社会福祉協議会
会長 中島義章

一 故秋野スナ殿の逝去により
秋野進氏より

方城町 長寿会に寄贈していただきました。

本会のため、有意義に使

方城町社会福祉協議会
会長 中島義章

方城町長寿会
会長 永野忠男

「老人医療費の無料制度は

国の制度に変わりました

48年1月1日より
新しい受給者証が必要です。

いままでの、県と市町村が半額づつ負担して実施している「老人医療費の無料制度」は原則として「国の老人医療費負担制度」として昭和48年1月1日から発足することになりました。

記

したがって、国の老人医療制度に該当するお年寄りの方々は、左記の手続きにより「老人医療費受給者証」の交付を受ける必要があります。

1 今までお持ちの医療証

一 国の制度の受給者となる
ことが出来る方々へ!!

2 所得制限

を返して、受給者証の交付を受けて下さい。

新しく満70才になれる方も同様です。

以上のおときは一人につき13万5千円が加算されます。

口扶養者の場合(受給者の所得が零か、本人の所得制限以下の場合、扶養者の所得で判断されます。前年度所得)

配偶者及び被扶養者が零の場合(税法上)

一・三・三三、六二五円

配偶者及び被扶養者が一人の場合

一・五・一八、六二五円

配偶者及び被扶養者が二人の場合

一・五・一八、六二五円

以上の場合は一人につき13万5千円が加算されます。

口扶養者の場合(受給者の所得が零か、本人の所得制限以下の場合、扶養者の所得で判断されます。前年度所得)

配偶者及び被扶養者が零の場合(税法上)

一・三・三三、六二五円

配偶者及び被扶養者が一人の場合

一・五・一八、六二五円

配偶者及び被扶養者が二人の場合

一・五・一八、六二五円

以上の場合は一人につき13万5千円が加算されます。

口扶養者の場合(受給者の所得が零か、本人の所得制限以下の場合、扶養者の所得で判断されます。前年度所得)

配偶者及び被扶養者が零の場合(税法上)

一・三・三三、六二五円

配偶者及び被扶養者が一人の場合

一・五・一八、六二五円

配偶者及び被扶養者が二人の場合

一・五・一八、六二五円

以上の場合は一人につき13万5千円が加算されます。

口扶養者の場合(受給者の所得が零か、本人の所得制限以下の場合、扶養者の所得で判断されます。前年度所得)

配偶者及び被扶養者が零の場合(税法上)

一・三・三三、六二五円

配偶者及び被扶養者が一人の場合

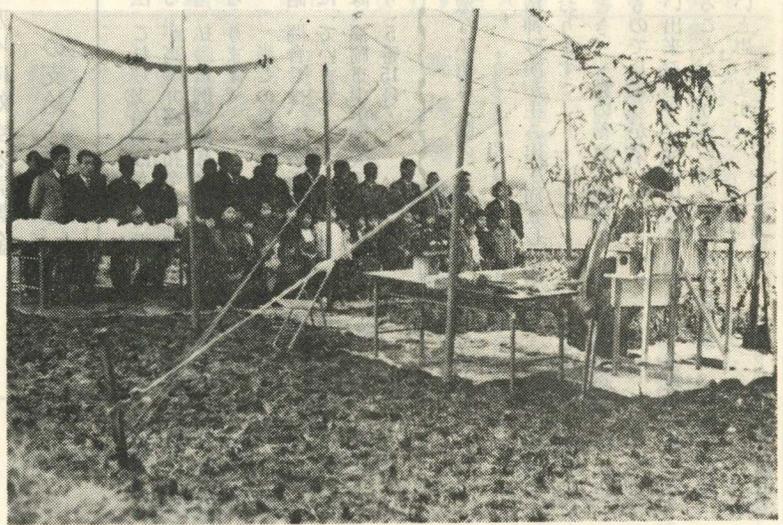
一・五・一八、六二五円

配偶者及び被扶養者が二人の場合

一・五・一八、六二五円

正 今年も健康で
明るい年であり
賀 ますように!!

第3保育園の着工になりました!!



起工式

とき 昭和48年1月11日

ところ 白髪神社下建設現場

場の老人医療係が行って、3 県外で受診される方は、受給者証または医療証のほかに、役場の係にある請求書も一併に医療機関へ提出して下さい。

2 昭和48年1月1日以降、70才になる方は、誕生日の1ヶ月前に申請されなく老人医療係までお問合せ下さい。

1 受給者証の交付は、役場です。